

(一社) 宮城県バスケットボール協会

役員候補者選考委員会規程

〔目的〕

第1条 この規程は、「一般社団法人宮城県バスケットボール協会」定款第23条に基づく役員選任にあたり、その候補者を選考する手続きについて定める。

〔会長候補者選考委員会の設置〕

第2条 会長候補者を選考するため「会長候補者選考委員会」（以下「会長選考委員会」という）を設置する。

2 会長選考委員会の運営を円滑に行うため「会長選考委員会事務局」を置き、事務局長その長を務める。

3 会長選考委員会の委員は次の各号の通りとし、理事会において選定する。

- 1) 社員
- 2) 理事
- 3) 監事

以上の中から、5名以上7名以下とする。

4 理事会は、役員の変更を行う定時社員総会の6か月前を目途に会長選考委員会を発足させるものとする。

5 会長選考委員会は、委員の互選で委員長1名を置くものとする。

〔会長選考委員会の開催〕

第3条 会長選考委員会は、理事会への答申を行うため発足後速やかに開催するものとし、必要に応じて適宜開催するものとする。

2 会長選考委員会は、委員長が招集し、委員の半数以上の出席をもって成立する。委員会への代理出席および書面による委任はいずれも認めないものとする。

〔会長候補者の選考基準〕

第4条 会長選考委員会は、次の各号の会長選考基準に基づき、会長候補者を選考しなければならない。

- 1) 就任時において、その年齢が80歳未満であること。
- 2) 本協会の設立趣旨、理念および活動方針について深い見識を有し、それらの推進に相応しい人格を有すること。
- 3) 企業経営全般、法律、会計、財務、国際情勢、スポーツまたはバスケットボールの分野において、専門的な知識または経験を有していること。
- 4) 健康であり、業務に支障がないこと。
- 5) 遵法精神に富んでいること。
- 6) 定時理事会に、原則として出席できる見通しがあること。

2 会長としての再任は、通算4期まで（期の途中で就任した場合はその期を含めない）であること。

〔会長候補者の決定〕

- 第5条 会長選考委員会は、理事会の定める期日までに会長候補者1名を決定し、理事会に答申する。
- 2 会長候補者の決定は、出席した委員の過半数の議決をもって行う。否決された場合は、いずれかの委員が新たな候補者を推薦し、当該候補者につき議決を行う。
 - 3 委員が会長候補者となる場合には、当該委員は当該会長候補者に関する議決には参加できず、その場合、当該委員は当該議案に関する定足数から除かれる。

〔役員候補者選考委員会の設置〕

- 第6条 役員候補者を選考するため「役員候補者選考委員会」（以下「役員選考委員会」という）を設置する。
- 2 役員選考委員会の運営を円滑に行うため「役員選考委員会事務局」を置き、事務局長がその長を務める。
 - 3 役員選考委員会の委員は、第2条第3項に定める会長選考委員会の委員および次期会長候補者とし、委員長は次期会長候補者とする。

〔役員選考委員会の開催〕

- 第7条 役員選考委員会は、理事会への答申を行うため発足後速やかに開催するものとし、必要に応じて適宜開催するものとする。
- 2 役員選考委員会は、委員長が招集し、委員の半数以上の出席をもって成立する。委員会への代理出席および書面による委任はいずれも認めないものとする。

〔役員候補者の選考基準〕

- 第8条 役員選考委員会は、次の各号の会長選考基準に基づき、役員候補者を選考しなければならない。
- 1) 就任時において、その年齢が80歳未満であること。
 - 2) 本協会の設立趣旨、理念および活動方針について深い見識を有し、それらの推進に相応しい人格を有すること。
 - 3) 企業経営全般、法律、会計、財務、国際情勢、スポーツまたはバスケットボールの分野において、専門的な知識または経験を有していること。
 - 4) 健康であり、業務に支障がないこと。
 - 5) 遵法精神に富んでいること。
 - 6) 一年度内の理事会に、概ね3分の2以上出席できる見通しがあること。
 - 7) 推薦対象者が外部有識者である場合には、外部有識者としての独立性を保ちつつ、スポーツおよびバスケットボールの発展のための建設的な意見を提示することができることができ、当該意見を広く発信することができる者であること。
- 2 役員としての再任は、通算10期まで（期の途中に就任した場合はその期を含めない）であること。

〔役員候補者の決定〕

- 第9条 役員選考委員会は、役員改選を行う定時総会に付議する議案を決定する理事会の開催前に役員候補者を決定し、理事会に答申する。
- 2 会長を除く役員候補者数は、次の各号のとおりとする。
 - 1) 理事候補者24名以内
 - 2) 監事候補者2名以内
 - 3 理事候補者には、外部有識者が理事の総数の4分の1以上含まれているものとする。なお、外部有識者とは、最初の就任時点において、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者であっても、当該対象者が法務、会計またはビジネス等の（バスケットボール競技以外の分野の）専門的知見による貢献を期待して推薦された場合には、当該対象者を外部有識者とみなす。
 - 1) 本協会と下記の緊密な関係がある者。
 - ア 過去4年間の間に、本協会の役職員または評議員であった者。
 - イ 都道府県バスケットボール協会、各種の連盟または協力団体等、バスケットボール関連団体の役職者である者。
 - ウ 本協会の役員または幹部職員の親族（4親等以内）である者。
 - 2) バスケットボール競技における日本代表選手として国際競技会への出場経験がある、または強化指定を受けたことがあるなど、特に高い競技実績を有している者。
 - 3) 指導するチームまたは個人が全国レベルの大会で入賞するなど、バスケットボール競技の指導者として特に高い指導実績を有している者。
 - 4 役員候補者の決定は、委員長の推薦に基づき、出席した委員の過半数の議決をもって行う。否決された場合は、いずれかの委員が否決された候補者に代わる新たな候補者を推薦し、当該候補者につき議決を行う。
 - 5 委員が役員候補者となる場合には、当該委員は当該役員候補者に関する議決には参加できず、その場合、当該委員は当該議案に関する定足数から除かれる。

〔議事録の作成〕

- 第10条 委員会の議事録につき、原則として事務局が作成し、出席委員が記名押印し事務局に保管する。

〔改廃〕

- 第11条 本規定の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

〔施行〕

- 第12条 本規定は、2020年3月19日から施行する。

附 則

- 1) 2020年3月19日制定
- 2) 2021年3月18日改定
- 3) 2021年12月2日改定